

鹿社協第709号
平成29年9月20日
(地域福祉部扱い)

関係事業所の代表者様

鹿児島県社会福祉協議会事務局長
(公印省略)

平成29年度鹿児島県サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)等研修の開催案内及び研修申込みについて(通知)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、鹿児島県から指定研修事業者の指定を受けた当会において、標記研修を下記のとおり開催いたします。

貴事業所の職員で、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務に従事する予定で研修受講が必要な方がおられる場合には、別紙申込書に関係書類を添えて、申込み期間中にお申し込みください。

なお、受講希望者が定員を超えた場合等は、受講者を調整させていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

また、同一敷地内に複数事業所を設置されている法人には、1通のみ案内しておりますので、関係事業所にも周知していただきますようお願いいたします。

記

1 開催日程及び開催場所

別紙「平成29年度 障害福祉人材育成研修日程表、開催要領」のとおり

2 研修内容

別紙「サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)等カリキュラム」のとおり

3 受講対象者

事業所に所属し、かつ相談支援従事者初任者研修(前期)を修了し、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の業務に従事する方若しくは従事予定の方

4 研修申込みの方法

次の書類を同封のうえ、平成29年10月6日(金)から11月6日(月)(17時必着)までに郵送や宅配等でお申込みください。(本会に、直接持参されても受付は行いません。)

(締切日を越えての申込みは、いかなる場合も受付できません)

(1) 受講申込みチェック票

(2) サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)等研修申込書

(3) 受講証明書(写し)、修了証書(写し)

(別紙「平成29年度障害福祉人材育成研修区分一覧表」の添付書類欄を参照のこと。)

① 相談支援従事者初任者研修(前期)を受講した方は、受講証明書の写し

② 過去に相談支援従事者初任者研修を修了した方は、修了証書の写し

③ 過去にサービス管理責任者研修の分野別研修を修了した方は、当該分野別研修の修了証書の写し

(4) 実務経験(見込み)証明書

① 県外で相談支援従事者初任者研修(前期)を修了した方は、受講審査を行いますので、実務経験証明書を提出してください。(本県からの受講証明書の交付者は除く)

- ② 児童発達支援管理責任者研修を申し込まれる方は、今年度から実務要件が改正されたことから、受講審査を行いますので、実務経験証明書を提出してください。
(今年度、本県で相談支援従事者初任者研修(前期)を受講された方を除く。)
- (5) 社会保険証の写し
- (6) 返信先住所氏名を記載し140円切手を貼った返信用封筒(角形2号)を分野受講希望数に1部加えて同封してください。(決定通知用:1部, 事前課題用:分野希望数に応じ1又は2部)
- ※同一事業所から複数人申し込む場合は、申込み人数分の返信用封筒を同封してください。

【申込先】 〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1番7号 鹿児島県社会福祉センター
鹿児島県社会福祉協議会 地域福祉部 宛て

5 ホームページへの掲載内容

- (1) 掲載項目
①通知文 ②開催要領 ③日程表 ④カリキュラム ⑤研修申込書 ⑥実務経験証明書
⑦受講分野選定シート ⑧研修区分一覧表 ⑨研修区分シート ⑩サービス管理責任者
(児童発達支援管理責任者)の実務要件 ⑪受講申込みチェック票 ⑫記入例
- (2) 掲載場所
鹿児島県社会福祉協議会「お知らせ」 URL <http://www.kaken-shakyo.jp/>
- (3) 掲載期間
平成29年10月6日(金)から11月6日(月)まで

6 留意事項

- (1) 県外で相談支援従事者初任者研修(前期)を修了した方は、受講審査を行うため、必ず実務経験証明書を提出してください。
- (2) 児童発達支援管理責任者研修を申し込まれる方は、今年度から実務要件が改正されたことから、受講審査を行いますので、必ず実務経験証明書を提出してください。
(今年度、本県で相談支援従事者初任者研修(前期)を受講された方を除く。)
- (3) サービス管理責任者の配置に係る経過措置等
(新規指定の事業所)
・ 事業開始後1年間は、実務経験のみでサービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。(経過措置期間:平成30年3月31日まで)
- (4) 児童発達支援管理責任者の配置に係る経過措置等
(新規指定の事業所)
・ 事業開始後1年間は、実務経験のみで児童発達支援管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。(経過措置期間:平成30年3月31日まで)
- (5) 申込みを行う際は、申込みチェック票を用いて確認をしてください。すべての書類が揃っていないと受付することができません。また、実務経験証明書は、今年度の様式を使用してください。過去の様式や異なる様式を使用して提出されても無効とします。
- (6) 過去の受講証明書を破損又は紛失した場合は、本会で修了証書等交付証明書を発行しますので、早めにお問い合わせください。
(修了証書等交付証明申請書により申請が必要となります)

7 問い合わせ先

鹿児島県社会福祉協議会 地域福祉部(担当:寶満, 池下, 丸山)(電話:099-257-3855)